

平成十九年十月三十日受領
答弁第一四一号

内閣衆質一六八第一四一号

平成十九年十月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金の透明性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金の透明性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘にもあるように政治資金の透明性を向上させることは重要であると認識しているが、政治資金に関する仕組みは政党その他の政治団体の活動の在り方と密接に関連する事柄であるため、政治資金収支報告書への記載及び領収書等の写しの提出に関する現行の基準を変更すべきか否かについては、各党各会派において十分御議論いただきたいと考えている。

二について

現行の政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）では、経常経費及び政治活動費で一件当たりの金額が五万円未満の支出について、個別の支出内容の報告等は求められていない。お尋ねは、個人の政治活動に関するものであることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。